

パブリックコメント実施結果について

1. 条例名

松原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

2. 意見募集期間

平成26年7月16日（水）から平成26年8月15日（金）まで

3. 意見提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メールまたは直接持参

4. 意見提出状況

提出者数 38人

意見総数 113件

5. 意見の内訳等

意見の趣旨等が既に素案にもりこまれているため、素案どおりとしたもの 0件

意見の反映はせずに、素案どおりとしたもの 33件

他の制度や政策等に関係するなど、素案と直接関連がないため掲載しないもの 80件

【意見の概要と考え方】

意見の概要	市の考え方（案）
職員の研修を義務づけて下さい。また、「職員の資質向上」「研修の機会の確保」は従うべき基準にして下さい。	「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（内閣府令第39号）（以下「基準府令」という。）」において、「職員の資質の向上のために研修の機会を確保しなければならない」とされており、必ず守っていただくものです。
保育所において障害を持つ子ども達が入所しにくくなることのないようにして下さい。	保育所等での保育を利用される方については、「保育の必要性」の認定申請を行っていただき、市において認定を行うものとされておりますが、新制度におきましても引き続き、障害を持つ子どもの家庭環境等に配慮して取り組んでまいります。
施設・事業者等が定める施設の運営についての重要事項について、特に職員の職種、員数及び職務の内容については、正規・非正規・資格者の数と勤続年数なども含めて明らかにするようして下さい。また、それらの内容を保護者に情報提供するように義務づけて下さい。	重要事項の記載事項については、基準府令において運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項は含めなければならないものと考えております。

意見の概要	市の考え方（案）
<p>施設が必要と判断したら上限なしに保護者から所定の金額を徴収することができる規定になっている。保護者の負担の範囲が明確に条例で定めていないと施設の判断による保育料以外の徴収が際限なく広がる可能性があります。</p>	<p>施設が保育料以外の金銭の支払いを受ける際は、あらかじめ、用途及び額並びに金銭の支払いを求める理由について書面によって明らかにするとともに、保護者に対し説明を行い、同意を得なければならない旨が基準府令に定められているため、保育料以外の徴収が際限なく広がる恐れはないと考えております。</p>
<p>直接契約では、あまりにも施設側の有利なままの言うことをきかないと、預ってもらえないのではないのでしょうか？直接契約を取り下げて欲しいです。</p>	<p>基準府令において、「特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。」と定められており、定員を超えた募集がある等の正当な理由がなければ、施設が利用を拒むことはできないものと考えております。</p>
<p>施設によって保育の質に差が生じないようにしてください。</p>	<p>本条例（案）は施設が必ず満たしていただく基準を定めるものであり、各施設が基準以上の水準の保育を行うことを妨げるものではありません。そのため、各施設がその努力により保育水準を高めた結果、施設によって保育に違いがあっても、それは施設の特徴であると考えております。</p>

意見の概要	市の考え方（案）
<p>子どもの健やかな発達及び子どもの安心・安全が保障され、松原市が子育てのしやすい環境になるような条例にしてください。</p>	<p>子ども・子育て支援法第3条第1項に市町村の責務として「子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと」及び、「子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること」が掲げられています。そのため、市の責務として、子ども及びその保護者にとって適切な保育環境が整うように支援等行ってまいります。</p>
<p>第十六条「特定教育・保育に関する評価等」に関する意見ですが、「松原市保育所民営化基本方針」でも明記されている公私を問わない第三者評価の実施を市が責任をもって推進し、情報を公開してください。</p>	<p>基準府令に「特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。」と定められています。市としても施設が第三者評価を実施するよう支援等行ってまいります。</p>

※直接、本条例（素案）と関連のない意見については掲載していません。

パブリックコメント実施結果について

1. 条例名

松原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

2. 意見募集期間

平成26年7月16日（水）から平成26年8月15日（金）まで

3. 意見提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メールまたは直接持参

4. 意見提出状況

提出者数 20人

意見総数 45件

5. 意見の内訳等

意見の趣旨等が既に素案にもりこまれているため、素案どおりとしたもの 0件

意見の反映はせずに、素案どおりとしたもの 21件

他の制度や政策等に関係するなど、素案と直接関連がないため掲載しないもの 24件

【意見の概要と考え方】

意見の概要	市の考え方（案）
家庭的保育事業等の保育従事者は、すべて保育士として下さい。	「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「基準省令」という。）」において、家庭的保育事業、小規模保育事業所C型及び居宅訪問型保育事業については、保育に従事する者は必ずしも保育士資格を必要としませんが、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者として、それぞれ必要な研修の修了が必要となります。また、保育士以外の者については、基礎研修に加えて認定研修の修了が必要です。研修を受けることにより保育士と同様の能力を有すると考えますので、保育士のみに資格を求めるものではありません。

意見の概要	市の考え方（案）
<p>食事面においても自園調理を必須とし調理員を配置してください。</p>	<p>基準省令において、家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）については、給食を提供する際には自園調理したものを提供することとしており、調理設備や調理員も原則として配置することとしております。</p> <p>ただし、食事提供の責任を明確にしたうえで、栄養面、衛生面等業務上必要な注意を果たしうるような体制や調理業務の委託契約が確保されている等、一定の要件を満たす場合は、連携施設等から搬入することを可能とし、調理員の配置は不要としております。</p>
<p>認可保育所の基準を下回らない様にして下さい。また、認可保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育等の基準が一律ではないことから、子どもの受ける保育に格差が生じるので、保育基準は一律になる様にして下さい。</p>	<p>子ども・子育て支援制度において、認可保育所や幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業等の中から、保護者や子どもの状況に応じ、保育サービスを選択する仕組みを構築いたします。</p> <p>家庭的保育事業等には、家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業があるため、それぞれの各事業に適した保育サービスを実施する必要があることから、その基準についても、その特性に応じた内容で基準を設定しております。</p>

※直接、本条例（素案）と関連のない意見については掲載しておりません。

パブリックコメント実施結果について

1. 条例名

松原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

2. 意見募集期間

平成26年7月16日（水）から平成26年8月15日（金）まで

3. 意見提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メールまたは直接持参

4. 意見提出状況

提出者数 2人

意見総数 4件

5. 意見の内訳と対応

意見の趣旨等が既に素案に盛り込まれているため、素案どおりとしたもの 3件

意見の反映はせずに、素案どおりとしたもの 0件

他の制度や政策等に関係するなど、素案に直接関連がないため掲載しないもの 1件

【意見の概要と考え方】

意見の概要	市の考え方（案）
松原市で実施している「放課後児童クラブ」について、「放課後児童ガイドライン」を生かして、対象児童を「小学生全体」に広げるなどのさらなる充実を求める。	放課後児童クラブガイドラインは、放課後児童クラブを運営するに当たって児童の健全育成を図る観点から望ましい方向を示したものです。それらを踏まえ国の示した基準が「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」です。 また、児童福祉法が改正され、対象が小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童から小学校に就学している児童となることから、小学校6年生までの児童が本条例の対象範囲となります。
学童室に申し込まれる人数、利用できる人が10人以下になると開室しないという規定の点について、一人でも希望される保護者と子どもがいれば、閉室することなく利用できるようにして下さい。	本条例においては、利用できる人が何人以下になると開室しないという規定はありません。

※直接、本条例（素案）と関連のない意見については掲載しておりません。